

2019年第4回定例会：一般質問（風見）

箱根の観光、生業を支える支援策についてです。

国は、台風15号、19号で打撃を受けた観光の復興支援へ、神奈川県など14都県の被災地に宿泊する観光客に、1人1泊5千円の「ふっこう割」を実施します。

対象になるのは、旅行会社によるパッケージツアーなので、友たち同士で気ままに行く旅行は対象になりません。

箱根は、台風19号によって1000ミリメートルという記録的大雨で、箱根登山鉄道は、土砂崩れで運休したままです。国道138号線は開通まで数カ月かかるとみられています。

大涌谷の噴火警戒レベルも下がり、紅葉の時期、観光もこれからという時の台風で、観光を生業とする箱根にとって深刻です。ただ、復興にむけたつち音は着実に響き、観光客も戻りつつあるそうです。

港区と箱根のかかわりは古いです。仙石原みなと荘から54年間、箱根ニコニコ学園は69年間、多くの区民がお世話になっています。

港区民が、箱根への支援策として、箱根に旅行した際には、領収書を提示すれば、港区版「ふっこう支援」として5千円支給する事業を行うべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

ただいまの共産党議員団の風見(かざみ)利男(としお)議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、箱根の観光、生業(なりわい)を支える支援策についてのお尋ねです。

区は、箱根町(はこねまち)の復興に向けて、区役所1階に設置している「港区と全国を『つなぐ』コーナー」等で箱根町(はこねまち)の観光冊子を配布し、観光面から積極的に支援をしております。

さらに、区民の皆さん等に対し、箱根町(はこねまち)に所在する区民保養施設「港区立大平台みなと荘」を併せて紹介し、施設の利用と町の魅力的な観光スポットや地元の商店等を訪れるよう働きかけてまいります。

今後は、国の制度の周知に努めるとともに、箱根町(はこねまち)と連携し、観光客の誘致につながる支援策等について検討してまいります。

エレベーターの安全対策についてです。

2006年6月3日、13年前、当時高校2年生だった市川大輔（ひろすけ）さんが、シティハイツ竹芝のエレベーターの扉が開いたまま上昇したため、挟まれて死亡するという痛ましい事故がおきました。

市川正子（大輔さんのお母さん）さんは、二度と同じような事故を起こさないために、事故を風化させないためにと、地道な運動を続けています。

その結果、2009年9月に建築基準法施行令の一部改正が施行され、新設のエレベーターには戸開走行保護装置（エレベーターの扉が開いているときは動かないための安全装置）の設置が義務付けられました。しかし、約70万基ある既存のエレベーターのうち、改正前に設置されたものは対象外です。国土交通省の調査（2017年度のエレベーター定期検査報告に基づく調査）によると、二重ブレーキの設置率は約20%にすぎません。

市川さんは、だれもが毎日のように利用するエレベーター、戸開走行保護装置など安全対策がなおざりにされているのは、「息子と同じ事故が、いつでも起きる可能性がある」と、改善に向けての運動を続けています。

市川さんの働きかけもあり、港区はマンションだけが対象ですが、いち早くエレベーター戸開走行保護装置等の設置費用助成を始め、この3年間で151のエレベーターで設置されました。

国土交通省も「エレベーターの防災対策改修事業」として、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）第2条第16号に規定する特定建築物を対象に、エレベーターの戸開走行保護装置を含む安全対策改修事業の補助金支給を行っています。これは、地方自治体が事業として実施した場合に、自治体を通じて補助金を出す仕組みです。

港区ではマンションのみが対象ですので、自分は上に住み、下を事務所や店舗に貸している場合や、自分は他に住み、店舗や事務所として貸しているビルは、区民でも対象外です。

バリアフリー法第2条第16号は、「学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物」と広く規定しています。

港区も、エレベーター利用者の生命を守るため、戸開走行保護装置などの安全装置の設置がすすむよう、国土交通省がすすめているバリアフリー法第2条

第16号に規定する特定建築物を対象にすべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、エレベーターの安全対策についてのお尋ねです。

区では、平成28年度から独自に、既存のマンションエレベーターの安全対策として、工事費用を助成しております。

建物用途の拡充については、区民や建物所有者などからの問合せや、区で毎年行っているメーカーへのヒアリングにおいて、ご要望をいただいております。

本年4月からの国の補助要件等の緩和を踏まえ、現在の助成制度について、国の制度を活用し、更なる区民の安全・安心な暮らしを支えるため、対象となる建物用途をマンション以外にも拡充するよう、検討してまいります。

三田1丁目にある旧東京簡易保険支局（かんぽ生命保険東京サービスセンター）の保存と、港区指定有形文化財の指定についてです。

このことについては、2018年10月の決算委員会で質問しました。文化財課長は、「旧東京簡易保険支局の建築物は、一部の調査を実施した結果、文化財の価値を損なわないような改修工事や耐震補強工事がなされ、創建当時の内装も残されていることから貴重な建築物であると考えられます。文化財の指定に関しましては、所有者の理解や同意が不可欠であることから、所有者に対して文化財保護の重要性等を丁寧に説明していく」と答弁しました。

2017年1月30日付で一般社団法人日本建築学会会長 中島正愛（なかしま まさよし）氏から、株式会社かんぽ生命保険取締役代表執行役社長、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長、小池東京都知事、武井港区長4名宛てに「旧東京簡易保険支所局（かんぽ生命保険東京サービスセンター）およびその敷地の保存活用に関する要望書」が提出されています。一部紹介します。「本建築は、保存状態もきわめて良好で、建設当時の状況をよく保っています。わが国のアール・デコ建築は、現存例が少なく、本建物はそれを代表する実例であるとともに、わが国の近代建築の発展を示す昭和初期の貴重な遺構でもあります。建築と周辺環境を同時に保存していくべきと考えます。この貴重な建物およびその敷地の持つ高い文化的意義・歴史的価値について改めてご理解いただき、かけがえのない文化遺産が永く後世に継承されますよう、格別のご配慮

を賜りたくお願い申し上げます」という内容です。文化財としての価値については、日本建築学会、建築歴史・意匠委員会・委員長 後藤 治氏が「旧東京簡易保険支局およびその敷地についての見解」（2017年1月30日）を公表しています。（保存を求める「要望書」に添付）

現在、アスベストの撤去工事（2019年10月16日～2020年1月14日）が行われています。歴史的にも文化財としての貴重な価値がある建物です。壊してしまえば元には戻せません。

専門家から「かけがえのない文化遺産が永く後世に継承され」ることを求めています。

港区として引き続き、事業者に対して敷地と建物の保存を要請すること。また、港区の指定有形文化財に指定すること。

それぞれ答弁を求めます。

【教育長答弁】

ただいまの共産党議員団の風見(かざみ)利男(としお)議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、旧東京簡易保険支局の保存と港区指定有形文化財の指定についてのお尋ねです。

まず、敷地と建物の保存を要請することについてです。

当該建物は、文化財保護法や港区文化財保護条例等に基づく、指定・登録を受けた文化財建造物ではありませんが、教育委員会では、区内に残された貴重な歴史的建造物の一つであると考えております。

今後も、所有者に対して、文化財保護の観点から敷地や建物の保存等について、粘り強く要請してまいります。

【教育長答弁】

次に、港区指定有形文化財に指定することについてのお尋ねです。

文化財の指定に当たっては、所有者の理解や協力のもと、現地調査等を行い、学術的な観点から文化財的価値の有無について、判定いたします。その後、指定文化財に相応しいと判定した文化財については、指定の際、所有者の同意が必要になります。

このように指定文化財は、教育委員会の意向のみで指定することができないことか

ら、引き続き、所有者へ文化財保護の重要性等を丁寧に説明し、指定有形文化財への理解を促してまいります。

車の急発進を防止するため、後付け安全運転装置の設置促進についてです。

高齢者の急発進による事故が後を絶ちません。その多くがアクセルとブレーキの踏み間違いによることから、現在「後付け安全装置設置費助成」を行う自治体が増えています。

悲惨な事故を起こさないため、「高齢者安全運転支援」の補助制度は、重大・緊急課題です。

東京都は、70歳以上が対象ですが、車の所有者が指定のディーラーで「後付け安全装置」をつけてもらうだけで、10万円を限度に9割の補助制度を、7月から始めました。

区民の安全・安心のため、悲惨な事故を未然に防ぐため、豊島区で実施しているように、残りの1割を港区で補助する制度を実施すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、車の急発進を防止する、後付け安全運転装置の設置促進についてのお尋ねです。

東京都は、都内在住の高齢運転者への安全運転支援装置の販売及び設置を行う事業者に対し、設置費用の9割を補助する制度を、本年7月31日に導入しました。

補助対象期間は、高齢運転者の事故を防止する緊急対策であることから、令和2年8月末までとしております。

区といたしましては、東京都が作成した案内用のチラシを、区の窓口に置くとともに、今後、区のホームページにも掲載するなど、高齢運転者の事故防止対策を推進するため、この制度の周知に努めてまいります。

ちいばす青山ルート、北青山3丁目バス停（六本木ヒルズ方面行き）の活用についてです。

青山北町アパート（北3団地）の建て替えに伴い、都営住宅の隣地を活用し

て、青山共創株式会社がマンション等の建設をすすめています。

港区は、事業者に対し生鮮3品や日用品等が購入できる店舗の誘致を働きかけています。一日も早く店舗の誘致が決まるよう、引き続き要請をしていただくようお願いいたします。

お店の誘致が決まった際、高齢者が買い物に行きやすい条件を整える必要があります。

都バスの降車用、ハチ公バスのバス停、北青山3丁目バス停があります。このバス停を「ちいばす」も利用すれば、すぐそばに青山通りを渡る横断歩道があり、気軽にお店に行くことができます。

北青山3丁目バス停の設置について、今から準備をすすめるべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、北青山三丁目バス停の利用についてのお尋ねです。

ちいばすの停留所は、約300mの間隔を目安に設置しております。

渋谷区のハチ公バスのバス停を利用する場合、停留所間の間隔が最小で約110mとなることから、運行時間の増加や道路交通への影響などの課題があります。

北青山三丁目バス停の利用につきましては、青山ルート全体の中で検討してまいります。

学校給食のパンの安全の確保、残留農薬検査の実施についてです。

2018年度決算の総括質問で、この問題を質問しました。

「国内で販売されているパンのうち、アメリカ産、カナダ産の輸入小麦を使ったパンからグリホサートが検出されたこと。そして、区立小中学校給食のパンは、アメリカ、カナダからの輸入小麦を使っていること。」から、大至急、学校給食のパン（小麦を含む）の残留農薬グリホサートの検査することを求めました。

ところが、教育長は、「農林水産省及び厚生労働省の残留農薬基準に関する検査に合格し、輸入した小麦を使用している」から問題ないとの答弁でした。

多くの国が発がん性のあるグリホサートを排除している事実に向けていません。

輸入小麦にはグリホサートの残留基準がありますが、小麦粉やパンなどの加工食品には基準がありません。

学校で児童・生徒が食べている給食のパンから、発がん性があるといわれるグリホサートが検出されたら大問題です。

公益財団法人東京都学校給食会に対し、使っている小麦粉と、製造しているパンのグリホサートなど残留農薬の検査を要請すべきです。

東京学校給食会が検査をしないなら、児童・生徒の将来にかかわることですから、港区独自で小麦粉とパンの検査を実施すべきです。

それぞれ答弁を求めます。

【教育長答弁】

次に、学校給食のパンの安全確保についてのお尋ねです。

まず、東京都学校給食会への残留農薬検査の要請についてです。

公益財団法人東京都学校給食会は、農林水産省及び厚生労働省の残留農薬検査に合格した小麦を使用し、パンを提供しております。

このことから、東京都学校給食会に、小麦粉とパンの農薬グリホサートの残留検査を要請することは考えておりませんが、今後も農薬グリホサートの残留基準値に関する国の動向を注視するとともに、東京都学校給食会からの小麦粉とパンの安全性に関する情報収集に努め、学校給食を所管する特別区学務課長会で情報共有を図った上で、東京都学校給食会に対して、安全・安心な学校給食の食材の提供に努めるよう、要望してまいります。

【教育長答弁】

最後に、港区独自の検査の実施についてのお尋ねです。

公益財団法人東京都学校給食会が提供する学校給食のパンは、学校給食の安全・安心を考え、国の残留農薬検査に合格した小麦を使用しております。

このことから、区独自で検査を行うことは考えておりませんが、今後も、農薬グリホサートの残留基準値に関する国の動向を注視するとともに、特別区学務課長会で共通認識を図った上で、東京都学校給食会に対して、安全・安心な学校給食の食材の提供に努めるよう、要望してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

臨海部におけるカジノ誘致に反対することについてです。

安倍内閣は、カジノを併設する総合型リゾートを全国に展開しようとしています。

しんぶん赤旗の調査で、東京都港湾局が2017年度にみずほ総研に委託した臨海

副都心青海地区北側開発(13・5 区)に関わる調査をめぐり、当初の調査委託項目になかったカジノを含む総合リゾート(IR)を報告書に盛り込むよう、発注後に大幅変更を指示し、カジノ優先の報告書を作成させていたことが明らかになりました。

その後、日本共産党都議団の情報公開で入手した都の公文書で、青海地区北側(江東区)に、カジノを含む総合型リゾート(IR)施設の誘致を検討していることがわかりました。

カジノは刑法が禁止しているギャンブル賭博施設です。カジノ、ギャンブルは負けた人のお金をもうけの原資としており、人の不幸の上に成り立つ商売です。ギャンブル依存症による本人や家族の苦しみ、マネーロンダリングの恐れ、治安悪化などの懸念は、対策を取ればいいというものではありません。

韓国やマカオのカジノを見ても、ギャンブル依存症でホームレスになる人、自殺に追い込まれる人が後を絶ちません。暴力団の介入など、犯罪者集団の流れ込み、売春の横行など、風紀の悪化、青少年への悪影響ははかり知れません。まともな商売、営業は成り立たず、地域の経済は衰退するばかりです。

住民福祉の増進が使命である地方自治体は、カジノに手を出すべきではありません。東京都に、カジノ誘致はしないよう、申し入れるべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

最後に、臨海部におけるカジノ誘致に反対することについてのお尋ねです。

東京都は、カジノを含む統合型リゾートの誘致について、現在検討中であるとしています。

東京都への申し入れは考えておりませんが、今後も幅広く情報収集に努めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

《再質問1》

臨海部におけるカジノ誘致に反対することについて

《質問要旨》

東京都は、カジノを中心とするIRの誘致を想定した調査を進めているが、カジノ誘致は都民ファーストではなくアメリカのカジノ資本ファーストであり、トランプ・安倍ルートを通じた強力な働きかけが行われている。

港区のすぐ隣の青海地区にカジノができれば、区民にとっても大変な影響があり、青少年の健全育成を掲げている港区として、東京都に誘致をしないよう働きかけてもらいたい。

《区長答弁要旨》

カジノ誘致の動向については、引き続き、情報収集に努める。

《再質問2》

車の急発進を防止する、後付け安全運転装置の設置促進について

《質問要旨》

東京都の補助制度は8月末まで延長されることとなり、また、国は自動車に新たに保護装置を付けなければいけない方向性での検討を進めている。

事故が起きないようにすることが大事であり、区として、東京都の設置費用の9割の補助に加えて、豊島区が行っているような1割の補助の上乗せを実施するべきである。

《区長答弁要旨》

東京都は、高齢者の事故防止対策に対する緊急措置として、設置費用の9割を補助する制度を行っている。

区は、この制度の周知に努め、多くの方がこの制度を利用できるよう努める。

《再質問3》

学校給食のパンの安全確保について

《質問要旨》

小麦には残留農薬の基準があるが、小麦粉やパンには残留農薬の基準が無く、子ども達が毎日食べているパンの中に残留農薬が入っている可能性が非常に高い。

子ども達の将来の安全を考えると、なぜ検査を要請しないのか、また、なぜ港区で検査をしないのか。

《教育長答弁要旨》

公益財団法人東京都学校給食会は、健康への影響が生じないように、食品衛生法に定めた農薬残留基準値を基に、国が実施する検査に合格した小麦を使用し、パンを区に提供している。

今後も、輸入小麦の基準値に関する国の動向を注視していくとともに、特別区学務課長会を通じ、23区一体となって東京都学校給食会から小麦粉とパンの安全性に関する情報を収集し、東京都学校給食会に対して引き続き安全・安心な学校給食の食材の提供を求めていく。